

納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所

氏名

住所 (納税地)									
(フリガナ)									
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	(印)								
個人番号 又は 法人番号									

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

(信託の名称:)

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他(税)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他(税) <small>※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	/
証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	/	/
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類の証明も可能です。 <input type="checkbox"/> には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名願 登録申請(更新) 保証人 その他()

※税務署整理欄

個人	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 (代理人) <input type="checkbox"/> 委任状	番号確認書類(個人のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他 本人(代理人)確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真真付)()	確認者				
	法人(代理人) <input type="checkbox"/> 委任状		証明番号				
整理番号		個人番号					
摘要							
<input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 現金	その1 税目数	年度	枚	円	合計 (内現金 円)	確認者	領収担当者印
	その2	年度	枚	円			
	その3		枚	円			
	その4		枚	円			